

令和5年10月1日から し尿処理手数料を改定します！

し尿処理手数料については、昭和57年に「鶴居村廃棄物の処理及び清掃に関する条例」を制定して以来据え置いています。現在の物価高騰によりし尿収集運搬経費が増加していることから、し尿収集運搬事業を持続可能なものにするため、釧路管内や全道のし尿処理手数料などを勘案し、以下のとおり改定します。

1 村民が居住する専用住宅の場合（村民の一般家庭）	
9月まで	10月から
4.55円/kg	6円/kg
2 1以外の場合（事業所や別荘など）	
9月まで	10月から
9.45円/kg	15円/kg

改定による影響額については、平均的な汲取量の「村民の一般家庭」で、年間9,648円（2,328円増）、平均的な汲取量の「事業所や別荘など」で、年間38,520円（14,256円増）となります。

し尿収集運搬の申し込みや支払い先は、現在の釧路衛星(株) 電話40-3232（鶴居村許可業者）からの変更はありません。

～お願い～

毎年11・12月は、し尿収集運搬の申し込みが殺到するため、早めの申し込みをお願いします。また、急な申し込みは、収集運搬が非効率となり、収集運搬経費の増加を招きますので、余裕をもった申し込みをお願いします。

お問合せ先

鶴居村役場 住民生活課 生活環境係
電話 64-2113